

原子力損害賠償紛争解決センター活動状況報告書
～初期段階(9～12月)における状況について～
(概況報告と総括)

平成24年1月30日
原子力損害賠償紛争解決センター

原子力損害賠償紛争解決センター(以下「当センター」という。)が平成23年9月1日に申立ての受付けを開始してから、同年12月28日までで4か月が経過した。以下では、この期間(以下「初期段階」という。)における当センターの活動についてその概況を報告し、あわせてそこで明らかになった課題と解決に向けた取組みについて総括する。

I 報告書要旨

第1 当センターの組織等

総括委員3名、仲介委員128名、調査官28名、和解仲介室職員34名(派遣職員等を含む。)から成る(平成23年12月28日現在)。仲介委員及び調査官の全員が非常勤の弁護士であり、ほかに裁判所や法務省からの出向者、文部科学省の職員等で構成される。

第2 当センターの活動概要

1 申立ての動向

申立件数は、平成23年9月1日の申立て受付開始から同年12月28日までの総数が521件である。申立件数は毎月増加し、全体の約半分の260件が12月中の申立てである。申立件数増加の原因は、広報活動による当センターの認知度の高まり、本人申立用の申立書の簡易化、東京電力の賠償姿勢に対する被害者の不満などが考えられる。

申立人は、個人が8割で法人が2割、本人申立てが8割で弁護士代理による申立てが2割である。事故時住所が福島県内(政府による避難指示等対象区域内)にあった者が申立総件数の約42%、福島県内(政府による避難指示等対象区域外)にあった者が約35%である。特に、政府による避難指示等対象区域内の被害者が当センターへの申立てを実行するには、未だ様々な困難があると考えられ、被害者の早期救済という観点からは憂慮される。

申立人が賠償を求める損害項目のうち多いものは、避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等である。

2 申立事件の結果等

平成23年12月28日までで、和解成立2件、申立取下げが4件、残りの事件は係属中である。目標審理期間(3か月)は、平成23年時点では実現できていない。

3 仲介委員及び調査官の任命、事件割当状況

仲介委員及び調査官は、申立件数の増加と共に、その負担が非常に重くなっている。審理上の工夫並びに仲介委員、調査官及び事務スタッフの増員が必要である。

4 手続の進行状況

多くの事件で、パネル協議期日(各事件担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議する期日)、口頭審理期日(当事者の一方又は双方から意見を聴取する期日)等が開催されるなど、審理が進んでいる。手続の迅速化のため、当センターの内部手続の効率化、当事者への聞き取りの早期実施、事件の標準的進行モデルの作成による意識の統一化などの工夫をし、一定の成果を上げた。

5 電話による問い合わせの状況

当センターへの電話による問い合わせの多い項目は、当センターの概要、手続が約6割、次いで、個別事件の相談、賠償の可否が約3割、東京電力への意見、要望、不満が約2割である。

第3 課題と解決に向けた取組み

1 申立件数の将来動向予想

本件事故による賠償総件数は百万件を大きく上回り、そのうち紛争性のあるものは十万余件を上回る可能性があると考えられる。

申立件数の増加傾向や、今後各地から個人や事業者による集団申立てが予定されていることから、当センターの負担はますます重くなると思われる。

2 審理促進阻害要因と課題

審理促進阻害要因には、①当センター側の要因(初期段階での審理が慎重であったこと、期日調整の難航、中間指針追補が審議中であったこと)、②申立人側(主に本人申立事案)の要因(申立書の記載が簡単で、真の言い分の調査に手間取る。)、③東京電力側の要因(財物価値喪失等や中間指針に具体的記載のない損害の賠償請求につき和解協議に消極的、かつ、事件全般につき認否留保が多い。)などがある。

3 解決に向けた取組み

- (1) 期日の早期設定、共通論点についてのパネル間協議(複数の仲介委員の合議体(パネル)間での協議)の実施、総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参考される基準)の策定などにより、仲介委員が早期に適切な和解案を作成しやすい環境を整備する。
- (2) 集団申立案件については、代表案件につき、和解案と、和解案に適用された考え方を当事者双方に提示して、他の案件の解決を当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をする。
- (3) 弁護士代理の申立て(少なくとも弁護士による相談を経た申立て)が増加するよう、弁護士会、原子力損害賠償支援機構等に協力を求める。また、当事者双方に対して、審理の阻害要因の解消に向けて、協力を求める。

4 まとめ

当面は、和解の実例、総括基準を示すことに全力を傾注する一方、これらに準拠した被害者と東京電力間での直接交渉による解決を促進する環境を整備していく。この意味で、東京電力は、特別事業計画で、当センターの和解案尊重を約束しており、当センターが示した和解案や諸基準を、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。なお、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。そのために、仲介委員、申立代理人、東京電力代理人を含めた関係法律家による、より効果的な和解仲介の実現とその活用を主眼とする協議の場も提供していく。

II 報告書本文

第1 センターの組織等

1 目的

当センターは、今般の東京電力の福島第一、第二原子力発電所事故により被害を受けた方の原子力事業者に対する損害賠償請求について、円滑、迅速、かつ公正に紛争を解決することを目的として設置された公的な紛争解決機関であり、原子力損害の賠償に関する法律に基づき、文部科学省の原子力損害賠償紛争審査会のもとに設置されたものである。当センターは、文部科学省の職員のほか、法務省、裁判所からの出向者、非常勤の委員・職員として採用された弁護士などの法律専門家等により構成されている。

当センターは、原子力事業者(東京電力)又は被害者の申立てにより、仲介委員が原子力損害の賠償に係る紛争について和解の仲介手続を行い、当事者間の合意形成を後押しすることで紛争の解決を目指している。現在のところ、仲介委員は、全員が弁護士である。

2 組織

当センターは、平成23年12月28日時点で、総括委員3名、仲介委員128名、調査官(仲介委員を補佐する弁護士)28名、和解仲介室(事務局的機能を有する。)の職員(派遣職員等を含む。)34名の体制から成っている。和解仲介室職員のうち8名は、郡山市に所在する福島事務所に勤務している。

3 和解仲介手続の概要

和解仲介手続は、和解仲介の申立てがなされた後、受理手続、各事件の担当仲介委員及び調査官を指名する指名手続、各事件担当の仲介委員及び調査官が事件の審理方針等を協議するパネル協議、当事者の一方又は双方から意見を聴取する口頭審理、そして、当事者に対する和解案の提示(必要に応じて和解案提示理由書も併せて提示)、和解契約の成立というプロセスをたどる。

ただし、事件の内容によっては、口頭審理を開催することなく当事者に対する和解案を提示することもある。和解案の提示に適さない事件については、和解仲介を打ち切ることもできる。

第2 当センターの活動概要

1 申立ての動向

(1) 申立件数

	9月	10月	11月	12月	合計
月別申立件数	38	80	143	260	—
(累計)	(38)	(118)	(261)	(521)	—
申立人種別内訳					
法人申立	3(7.9%)	8(10%)	25(17.5%)	60(23.1%)	96(18.4%)
個人申立	35(92.1%)	72(90%)	118(82.5%)	200(76.9%)	425(81.6%)
対前月比	—	210.5%	178.8%	145%	—
総申立件数に占める各月別申立て件数の割合	7.3%	15.3%	27.4%	50%	—
申立人数	83	135	263	652	—
(累計)	(83)	(218)	(481)	(1, 133)	—
弁護士代理による申立件数	6(15.8%)	18(22.5%)	27(18.9%)	67(25.7%)	118(22.6%)

※括弧内のパーセントは、各件数を月別申立件数で除した数値である。

※個人と法人が同じ事件として立件されている場合には、法人申立1件として計上している。

【概要】

10月以降の申立件数は対前月比で増加を続けており、12月の申立てが初期段階総申立件数の50%を占めている。

個人と法人の申立件数比率は、約8:2であり、月別にみると法人の比率は徐々に増えつつある。

本人申立てが全体の約8割を占め、弁護士代理事件は全体の約2割にとどまる。この割合には、月別の変動はあまりない。

上記表には現れていないが、12月になると、集団的な申立てとして、林業の事業者団体に属する約20名の事業者からの申立て、及び互いに近接した地域の住民34世帯130名の申立てがあった。今後も、他の事業者団体や地域住民などから、集団的な申立てがなされることが予想される。

【分析】

当センター発足当初は、申立件数は、それほど多くなかった。これは、まずは東京電力への直接賠償請求を選択する被害者が多かったことが原因と考えられるが、当センターの認知度が低かったことも一因であったと考えられる。

その後に申立件数が増加していった理由としては、当センター自身の広報、原子力損害賠償支援機構や弁護士会の活動(被害住民を対象とした説明会の開催等であって当センターも協力した。)により認知度が一定程度上がったことが挙げられる。また、10月末に、当センターへ

の申立書式の簡易版を作成、公表し、申立書の作成が比較的容易になったことも、増加の一因と考えられる。

他方、東京電力が、直接交渉においては、いわゆる東電基準を固持するのみで、譲歩する姿勢を見せず、中間指針で個別に明記されなかつた損害の賠償請求については個別具体的な事情を検討せずに賠償を拒否する(門前払いする)傾向が顕著となり、このような直接交渉における東京電力の態度に不満を抱く被害者が増加していったと考えられること、東京電力は中間指針で賠償対象として明記された財物価値喪失等の賠償を動産、不動産を問わず先送りしており、このような東京電力の態度に納得できない被害者も増加していったと考えられることが挙げられる。

その後さらに、12月の申立件数が急増した理由としては、被害者の東京電力に対する直接の賠償請求に対する東京電力からの回答(算定明細書)が増加し始め、東京電力からの回答(算定明細書)に不満を有する被害者からの申立てが増加したことが挙げられる。なお、当センターへの問い合わせの中で、被害者から、東京電力が和解金額について内諾しているものの、直接交渉での和解成立を拒否し、当センターでの和解仲介であれば和解に応じると言わされて困っている、などの情報も複数寄せられている。

迅速な損害賠償を求める被害者の要望に当センターが応えるためには、できるだけ多くの申立てが中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって代理されること、あるいは少なくともその相談を経て申し立てられることが重要であるといえるが、申立人の弁護士代理が全体の約2割にとどまってしまっていることが憂慮される。

(2)住所地別申立件数

【福島県内】

		事故時 (注)	比率	申立時 (注)	比率
浜通り (いわき市、相馬市、 新地町を除く。)	南相馬市	67	12.9%	36	6.9%
	浪江町	47	9.0%	0	0.0%
	富岡町	44	8.4%	0	0.0%
	大熊町	21	4.0%	0	0.0%
	楓葉町	15	2.9%	0	0.0%
	双葉町	10	1.9%	0	0.0%
	飯館村	5	1.0%	0	0.0%
	広野町	3	0.6%	0	0.0%
	川内村	3	0.6%	0	0.0%
	葛尾村	2	0.4%	0	0.0%
小計		217	41.7%	36	6.9%
浜通り (いわき市、相馬市、 新地町に限る。)	いわき市	67	12.9%	79	15.2%
	相馬市	11	2.1%	8	1.5%
	新地町	2	0.4%	3	0.6%
小計		80	15.4%	90	17.3%
中通り	郡山市	39	7.5%	53	10.2%
	福島市	29	5.6%	34	6.5%
	田村市	6	1.2%	4	0.8%
	伊達市	5	1.0%	5	1.0%
	本宮市	3	0.6%	2	0.4%
	その他	21	4.0%	38	7.3%
小計		103	19.8%	136	26.1%
会津	会津若松市	1	0.2%	2	0.4%
	会津美里町	1	0.2%	1	0.2%
	南会津町	1	0.2%	1	0.2%
	その他	0	0.0%	2	0.4%
小計		3	0.6%	6	1.2%
福島計		403	77.4%	268	51.4%

【福島県外】

		事故時 (注)	比率	申立時 (注)	比率
北海道 東北	宮城県	12	2.3%	17	3.3%
	山形県	3	0.6%	10	1.9%
	北海道	2	0.4%	3	0.6%
	青森県	1	0.2%	3	0.6%
	岩手県	1	0.2%	1	0.2%
	秋田県	0	0.0%	0	0.0%
小計		19	3.6%	34	6.5%

関東 甲信越	東京都	38	7.3%	83	15.9%
	茨城県	15	2.9%	19	3.6%
	埼玉県	9	1.7%	33	6.3%
	栃木県	10	1.9%	15	2.9%
	千葉県	8	1.5%	10	1.9%
	神奈川県	5	1.0%	24	4.6%
	新潟県	2	0.4%	3	0.6%
	山梨県	2	0.4%	3	0.6%
	群馬県	1	0.2%	3	0.6%
	長野県	0	0.0%	1	0.2%
	小計	90	17.3%	194	37.2%
その他地方		7	1.3%	21	4.0%
福島県以外の国内計	116	22.3%	249	47.8%	
国内計	519	99.6%	517	99.2%	

【その他】

外国	中国	1	0.2%	0	0.0%
	台湾	0	0.0%	1	0.2%
	エジプト	1	0.2%	1	0.2%
	豪州	0	0.0%	2	0.4%
	外国計	2	0.4%	4	0.8%

合計	521	100.0%	521	100.0%
----	-----	--------	-----	--------

※住所地は、原則として申立人の代表者の住所地を記載した。

【概要】

原発事故時の申立人の住所の分布は、次のとおりである。

浜通り(新地町、相馬市、いわき市を除く。おおむね政府による避難等の指示があった対象区域に相当する。)に事故時住所があつた者からの申立ては217件(初期段階での総申立件数に占める割合41.7%)である。

上記以外の福島県内に事故時住所があつた申立人による申立ては、186件(同35.7%)である。そのうち事故時住所がいわき市である者からの申立ては、67件(同12.9%)、郡山市である者からの申立ては、39件(同7.5%)、福島市である者からの申立ては、29件(同5.6%)である。

福島県以外では、事故時住所地が関東・甲信越地方である者からの申立てが多く、90件(同17.3%)となっている。

申立時住所に目を転ずると、避難先と思われる住所(東京などの首都圏、山形県)からの申立ての増加が目につくが、福島県内からの避難者が比較的多い新潟県内からの申立てが3件(同0.6%)にとどまっていることも注目される。

さらに、若干ではあるが、外国からの申立ても存在する。

【分析】

原発事故時、政府による避難指示等対象区域に住所があった被害者による申立てが、全体の約4割にとどまっている。全体の約4割という数値が多いか少ないかについては、にわかに判断しがたいところである。

しかしながら、避難生活が長引いて将来の生活設計の見通しも立たず不安定な状態にあるため、当センターに申立てすることさえも困難が伴うと考えられること、東京電力が財物価値喪失等の賠償に応じないことから、一方ではこれに不満で当センターに申立てをする動きがあるものの、他方では東京電力の態度から当センターに財物価値喪失等の和解仲介を申し立てても無駄であるという誤解も広まっているようであること、当面の生活資金や事業資金の確保のために、金額に不満ながら東京電力の提案額による和解に応じざるを得ない被害者がいることなど、政府による避難指示等対象区域に住所があった被害者による当センターへの申立てを阻害する要因があることは事実であろう。被害者の早期救済という観点からは憂慮すべき事態であり、当センターによる早期の和解仲介の実現や、弁護士等による更なる被害者のサポートが望まれる。

(3) 損害項目別申立件数

	9月	10月	11月	12月	合計
月別申立件数	38	80	143	260	521
(内訳)					
避難費用	19(50.0%)	36(45.0%)	72(50.3%)	135(51.9%)	262(50.3%)
交通費	14(36.8%)	32(40.0%)	65(45.5%)	120(46.2%)	231(44.3%)
宿泊費	8(21.1%)	16(20.0%)	14(9.8%)	41(15.8%)	78(15.0%)
生活費増加	9(23.7%)	19(23.8%)	47(32.9%)	105(40.4%)	180(34.5%)
その他	4(10.5%)	6(7.5%)	18(12.6%)	47(18.1%)	75(14.4%)
一時立入費用	5(13.2%)	15(18.8%)	31(21.7%)	60(23.1%)	111(21.3%)
帰宅費用	5(13.2%)	5(6.3%)	11(7.7%)	8(3.8%)	29(6.2%)
生命・身体的損害	9(23.7%)	9(11.3%)	26(18.2%)	38(14.6%)	82(15.7%)
精神的損害	21(55.3%)	40(50.0%)	75(52.4%)	139(53.5%)	275(52.7%)
営業損害	12(31.6%)	21(26.3%)	47(32.9%)	105(40.4%)	185(35.5%)
就労不能損害	15(39.5%)	21(26.3%)	42(29.4%)	72(27.7%)	150(28.8%)
検査費用	6(15.8%)	14(17.5%)	14(9.8%)	34(13.1%)	68(13.1%)
財物価値喪失等	11(28.9%)	19(23.8%)	47(32.9%)	72(27.7%)	149(28.6%)

※風評被害、間接被害、政府による出荷制限等の指示等に係る損害についても、損害項目別に整理した。

※括弧内のパーセントは、月別の損害項目(延べ件数)を、月別申立件数で除した数値である。

【概要】

細分類(事業者申立か否か、事故時の住所地がどこか等による損害項目の分類)を施していないので、十分な分析資料とはなっていないが、ほぼ全ての損害項目について、ある程度万遍なく申立てがなされている。その中でも、避難費用及び精神的損害は、約半数の申立てで請求されている。

また、営業損害と就労不能損害は、合わせて約6割の申立てで、財物価値喪失等の損害は、約3割の申立てで請求されている。

【分析】

避難費用、精神的損害、営業損害・就労不能損害、財物価値喪失等が申立ての中心的損害項目であるといえる。

東京電力が、除染方法が定まっていないことや帰還方法・時期が定まっていないこと等を理由として賠償を先送りにしている財物価値喪失等の損害についても、申立ての約3割で請求さ

れている。東京電力は、財物価値喪失等については、直接交渉ではほとんど賠償に応じていないと推測され、上記(2)【分析】のとおり、和解仲介を申し立てても無駄であるとの誤解が広まっているようであるが、それにもかかわらず財物価値喪失等の賠償請求が多いことが注目される。

2 申立事件の結果等(12月28日時点での取扱い状況)

	9月	10月	11月	12月	合計
件数	38	80	143	260	521
既済件数	2	1	3	0	6
(内訳)					
和解成立	1	1	0	0	2
和解打切り	0	0	0	0	0
取下げ	1	0	3	0	4
未済件数	36	79	140	260	515
(内訳)					
・パネル協議実施済	38	80	84	1	203
・口頭審理実施済	20	18	1	0	39
・和解案提示済	4	0	1	0	5
・平成24年2月頃までに 和解案提示見込み	約15	約35	—	—	約50
・打切見込み	約5	約10	—	—	約15

※事件が申し立てられた月ごとに、既済・未済の別、未済事件の進行状況を示したものである。

【概要】

12月28日までの和解成立件数は2件、取下げ件数は4件であった。

パネル協議については、平成23年12月28日までで、9月・10月申立事件については、全件で実施済みである。口頭審理については、同時点までで、38件で実施されている。

また、未済事件のうち、同時点までで和解案が提示されているのは5件であるが、今後、平成24年2月末までに和解案を提示できる見込みがあるのは、約50件となっている。

【分析】

12月28日までの申立件数が521件であるのに対して、和解成立件数が2件であり、ごく僅かにとどまっており、申立てから和解成立までの目標審理期間(3か月)は、実現できていない。

これについては、初期段階がパイロット期間であったため慎重に審理が進められたこと、複数の弁護士(仲介委員3名、口頭審理期日については更に申立人や東京電力の代理人弁護士)が関与する期日の指定のための日程調整が難航して期日間の間隔が容易に狭まらなかったこと、申立書の記載が極めて簡単で証拠も十分に整理されておらず、申立人の言い分の

確認や仲介委員による事実認定のための調査に当初予想し得なかつたほど膨大な時間を要したこと、加えて、東京電力が財物価値喪失等や中間指針で類型化されていない事項の賠償請求についてその支払いを拒むなど直接交渉におけるのと同様の態度で、当センターにおける手続においても具体的な和解協議に入ることに消極的な態度をとり続け、中間指針において目安とされた金額の増額や生活費增加分の賠償になかなか応じないこと等が原因であると考えられる。

具体的には、東京電力は、主に、財物価値の喪失等の損害(127件(全体の約30%))や観光業の風評被害等に関する損害(約30件(全体の約6%))について、事実の主張や法律上の主張に関する認否を留保したり、中間指針について東京電力の解釈に沿わない立場を受け入れないなどの頑なな対応がみられ、こうした中間指針の解釈態度が審理の空転や遅延につながっている。

したがって、関係当事者に対し、迅速な審理及び解決に向けた積極的な協力を求める必要がある。

3 仲介委員及び調査官の任命、事件割当状況

(単位:名)

	8月	9月	10月	11月	12月	合計
仲介委員		22	106	0	0	128
調査官	4	15	4	0	5	28

【概要】

任命された仲介委員128名のうち、12月までの申立事件が割り当てられているのは115名である。事件の割当がないのは、概ね長野、山梨などの弁護士会所属の弁護士に限られており、今後所属弁護士会のエリアからの申立てがあれば、事件を割り当していく予定である。

仲介委員は、基本的には3名で1パネル(合議体)を構成し、原則として合議体で審理に当たっている。

現在、43パネル(注:複数のパネルに同時に所属する仲介委員が存在するため、事件が割り当てられている仲介委員は115名にとどまる。)に事件の割当がなされているので、1パネル当たりの平均割当事件数は、12.1件(総申立件数521件を稼動パネル数43で割る。)である。調査官1人当たりの平均割当事件数は18.6件(総申立件数を調査官数28で割る。)である。

【分析】

初期段階の申立事件割当数だけをみても、仲介委員及び調査官の負担は重い。当事者による主張や証拠資料の整理が不十分な状況下においては、事実関係調査等について、数字には表れない負担が重くなっている。今後は、1人の仲介委員による審理(単独体審理)

の活用を拡大するなど、審理上の様々な工夫を施していく予定である。しかしながら、申立件数の増加の程度によっては、仲介委員、調査官及びこれらを事務的に支える事務スタッフの増員を検討しなければ、当センターに求められる適正かつ迅速な解決が実現できなくなるおそれもある。

4 手続の進行状況(12月28日時点での実施状況)

	9月	10月	11月	12月
件数	38	80	143	260
申立日から指名通知発送日までの平均期間	17. 9日	13. 3日	13. 7日	18. 2日(注1)
申立日から第1回パネル協議期日までの期間	38. 5日	39. 8日	32. 1日(注2)	-(注3)
申立日から第1回口頭審理期日までの期間	81. 1日(注4)	70. 6日(注5)	-(注6)	-(注7)

(注1) 実施された54件の平均であり、206件が未実施。

(注2) 実施された84件の平均であり、59件が未実施。

(注3) 実施は1件。

(注4) 実施された20件の平均であり、18件が未実施。

(注5) 実施された18件の平均であり、62件が未実施。

(注6) 実施は1件。

(注7) 未実施。

【概要】

申立日から当該案件を担当する仲介委員及び調査官の指名通知発送日までの平均期間は、9月には17. 9日であったが、11月には13. 7日となった。しかし、12月は18. 2日を要している。

申立日から第1回パネル協議期日までの平均期間は、9月の38. 5日、10月の39. 8日から11月には32. 1日となっている。また、申立日から第1回口頭審理期日までの平均期間は、9月は81. 1日、10月は70. 6日である。なお、これらの数値は、各段階(指名通知発送など)に到達した事件の平均値であり、到達していない事件の存在は考慮されていない。

口頭審理については、本人申立事件については、申立人の現居住地の近くでの開催を可能な限度で実現するよう努めており、いわき市で11件、郡山市で4件を開催した。今後、南相馬市や山形県米沢市での開催も予定されている。

【分析】

当センターでは、指名通知発送までの手続など、各段階の内部手続を効率化し、手續の迅

速化に努めてきたところである。例えば、論点整理を迅速に行うため、また、東京電力による認否を早めるため、本来、仲介委員等の指名通知の発送と同時に進行、事件の受理通知と申立書類一式の送付を、指名通知発送前に行うこととしたり、仲介委員が担当する個別の事件毎に行う利益相反事項のチェック方式を簡略化したりしたことなどである。

11月からは、調査官による当事者からの聴き取り等の調査の開始時期を、第1回パネル協議期日後から、第1回パネル協議期日前に繰り上げ、早い時期から当事者が真に言いたいことの確認を実施することとした。さらに、当センター内の意識統一のために、12月9日に、「事件の標準的進行モデル」を定め、仲介委員、調査官に周知した。

このような当センター内における手続の迅速化の工夫の成果で、事件進行のスピードが徐々にではあるが上がってきてているともいえる。しかしながら、11月から12月にかけて、申立件数が飛躍的に増加したことにより、上記の迅速化のための工夫の効果が減殺されている。今後も引き続き、受付日から第1回パネル協議までの期間、第1回パネル協議から和解案提示までの期間を、それぞれ、さらに短縮していくよう努めるが、申立件数がさらに加速度的に増加するとすれば、現在の人的・物的態勢では限界があるものと考えられる。

5 電話による問い合わせの状況

	9月	10月	11月	12月	合計
受電件数	1, 000	633	753	1, 004	3, 390
(内容の内訳)	465	402	533	727	2, 127
センターの概要、手続	(46.5%)	(63.5%)	(70.8%)	(72.4%)	(62.7%)
センターへの意見、要望、不満	12	26	10	32	80
(1.2%)	(4.1%)	(1.3%)	(3.2%)	(2.4%)	
個別事件の相談、賠償の可否	316	258	284	301	1, 159
(31.6%)	(40.8%)	(37.7%)	(30.0%)	(34.2%)	
紛争審査会(指針)への意見、要望、不満	53	43	38	149	283
(5.3%)	(6.8%)	(5.1%)	(14.8%)	(8.4%)	
東京電力への意見、要望、不満	239	179	197	241	856
(23.9%)	(28.3%)	(26.2%)	(24.0%)	(25.3%)	
その他	100	92	95	144	431
(10.0%)	(14.5%)	(12.6%)	(14.3%)	(12.7%)	

※その他の項目は、損害賠償関係以外の問い合わせである。

※括弧内のパーセントは、月別の内訳(延べ件数)を、月別受電件数で除した数値である。

【概要】

問い合わせの多い項目としては、当センターの概要、手續が約6割を占め、次いで、個別事件の相談、賠償の可否が約3割、東京電力への意見、要望、不満が約2割となっている。

また、原子力損害賠償紛争審査会(中間指針)への意見、要望、不満は、12月に中間指針追補(自主的避難等に係る損害)が策定されたことを受け、これに関する件数が増加した。

主な問い合わせ内容を見ると、当センターの概要、手續に関して、センターの立ち上げ当初

は、概要についての問い合わせが多くたが、最近では、センターへの具体的な申立方法、和解成立件数等の実績について問い合わせが増加しており、目標審理期間(3か月)を達成できていないことを指摘する声も寄せられている。

また、東京電力への意見、要望、不満に関しては、東京電力の直接交渉において、中間指針に個別に明記されていない損害は支払わないと言われた、東京電力が和解金額について内諾しているのに直接交渉での和解成立はできず当センターでの和解仲介であれば和解に応じると言われ困っている、請求額よりも減額査定された理由をきちんと説明してもらえない、東京電力の電話担当者に誠意が感じられないなどの不満等が寄せられている。

なお、個別事件の賠償の可否については、あくまで申立てを受けた後に担当する仲介委員が判断する事柄であることから、電話対応で回答は行っていない。

【分析】

電話による問い合わせは、当センターの概要、手続、センターへの意見、要望、不満について対応することを本来的な業務としているが、その他の個別事件の相談、賠償の可否や東京電力への意見等も相当数を占めているのが実情である。

また、最近では、当センターの業務についてある程度認知されるとともに、東京電力との直接交渉に不満を抱き、当センターへの申立てを具体的に検討している被害者が増加していることがうかがえる。

第3 課題と解決に向けた取組み

1 申立件数の将来動向予想

当初段階である9月1日から12月28日までで、申立件数が521件に達した。申立件数は、月毎に増加の一途をたどり、9月には38件だったものが、12月には260件となった。

本件事故による賠償案件は100万件以上(自主的避難案件を除いても10数万件)とされ、そのうち紛争性のある案件は、潜在的に紛争性があるものも含めて10万件以上に及ぶ可能性があると考えられる(場合によっては数十万件に及び、自主的避難案件を除いても5~6万件を下らない。)。

11~12月の申立件数の増加傾向を勘案すると、平成24年2月中にも、申立総件数が1000件を超えるものと予測される。また、互いに近接した地域の住民や同一の事業者団体に属する多数の事業者からの申立てなどの集団的申立てが既にされているが、今後も、このような集団申立てが予定されている。

したがって、当センターへの申立件数は、さらに加速度的に増加することも予測され、それに対する対処が喫緊の課題となりつつある。

2 審理促進阻害要因と課題

当センターでは、目標審理期間として、申立てから和解成立まで概ね3か月程度を設定したが、初期段階の申立て事件については、上記のように、現状では、この目標を達成できているとは言い難い状況にある。

その主たる原因としては、次のものが挙げられる。

当センターに内在する原因としては、立ち上がり時期であるため仲介委員3名の合議体で慎重に審理することとしていたこと、これに伴い期日の日程調整も難航したこと、自主的避難案件等は中間指針追補が策定されるのを待たざるを得なかつたことなどが挙げられる。

申立人側にある原因としては、予想以上に本人申立ての件数が多く(全体の約8割)、かつ、申立書の記載内容だけでは請求する損害内容が判然としないものや、証拠書類の整理が十分ではないものが多く、その結果、仲介委員・調査官による事実調査に要する時間が予想以上にかかったことが挙げられる。

東京電力側にある原因としては、東京電力が財物価値喪失等及び中間指針に個別に明記されていない損害の賠償請求について和解協議に入ることに消極的な態度をとり続けたこと、中間指針において目安とされた金額の増額や生活費增加分の賠償になかなか応じないこと、事件全般につき、答弁書における認否留保が多く、積極的な審理促進の態度があまりみられないこと等が挙げられる。とりわけ、東京電力の中間指針の解釈姿勢は、申立数の著しい増加や審理の遅延に大きく影響しており、これを解決しないことには迅速な被害者救済を図ることはできないと考えられる。

したがって、審理促進を図るためにには、当センターにおいて、仲介委員が和解案を策定し

やすい環境を整えること、申立人側において、主張や証拠の整理が一定程度なされること、東京電力において、審理に臨むに当たっての姿勢の改善がなされることが大きな課題であると考えられる。

なお、いずれにしても、現在の、仲介委員128名、調査官28名、和解仲介室職員34名の態勢は、12月末までに申し立てられた案件への対応まで限界に近づいており、人的・物的態勢の拡充も喫緊の課題である。

3 解決に向けた取組み

(1) 和解案の策定に向けた取組み

当センターでは、和解仲介手続の全体標準期間の設定と各段階における期日設定の促進を行うなど、パネル協議期日及び口頭審理期日の早期設定のための工夫を試みている。

また、こうした手続面のみならず、実体面から、仲介委員が和解案を作成しやすい環境整備に努めている。すなわち、申立件数の増加に伴い、多くの案件に共通する論点も次第に発掘されるようになった。精神的損害に関する慰謝料(日常生活阻害慰謝料)の増額事由、第2期(本件事故発生日から6か月経過後から6か月間)の慰謝料、財物価値喪失等の損害に関する評価方法、自主的避難等対象区域の住民の損害賠償などが当初段階での審理において共通論点として認識され、これらについては、同種案件を抱える複数のパネル間で合同協議(パネル間協議)を持ち、共通の考え方に基づく和解案作りに向けての意見交換が行われている。そのうえで、順次、協議に基づく和解案・和解案提示理由書の当事者への提示を行っている。

また、今後、総括基準(中間指針を個別の和解仲介事件に適用するために参考される基準)等の策定・公表が予定されている。和解結果や総括基準の公表は、統一した基準に基づく当センターによる和解案提示の促進のみならず、そのような基準を東京電力が受け入れることを前提として、被害者と東京電力との円滑な相対交渉の促進にも寄与することが期待される。

さらに、申し立てられた賠償項目の内でも、比較的審理が簡易なものだけ先に和解をする一部和解を促進することや、当事者間に争いがないと見込まれる部分について、優先的に仮払いするよう東京電力に仲介手続内で促すことも検討中である。

(2) 集団申立てに対する対応

当センターの人的・物的態勢を考えると、集団申立て案件については、当センターがその全員分について同時に審理を進めていくと、審理の渋滞、遅延を招き、当センターにおける審理が全体として著しく遅延し、被害者がいわば共倒れとなるおそれがある。手続の進め方については、当事者とも十分に協議し、いくつかの代表案件を選定し、まず代表案件について解決案を示し、他の案件については、代表案件で適用された考え方を適用することを前提に当事者間の直接交渉に委ねるなどの工夫をして、迅速な審理を目指していく。

(3)当事者に対する働きかけの強化

上述したように、審理促進のためには、いかに関係当事者の積極的協力を得るかが課題となっている。当センターでは、できるだけ多くの案件が、中間指針を十分に理解した弁護士等法律専門家によって申立ての代理がなされること、あるいは少なくともそのような弁護士による相談を経由して申し立てられることが実現されるよう、原子力損害賠償支援機構、関係する地方公共団体、弁護士会等に協力を求め、これらの団体の努力に期待するものである。また、弁護士等法律専門家が代理人となる案件においては、事実、証拠、法的根拠等を適切に整理して申し立てていただくよう、各仲介委員から求めているとともに、弁護士会等を通じて協力をお願いしている。

他方で、東京電力に対しては、本件事故の実情及び被害者の置かれている状況を踏まえて、被害者の負担軽減や紛争の迅速な解決に資するよう設置された当センターの役割に鑑み、上記のような対応を改め、迅速かつ公正な審理に協力していただくよう、各仲介委員からもまた当センターからも求めているところである。また、原子力損害賠償支援機構や原子力損害賠償円滑化会議を通じて、現状認識と改善の必要性について理解を得ることも必要となろう。

4 まとめ

当面は、和解の実例を積み重ね、また総括基準を策定・公表することにより、申し立てられた案件を適正かつ迅速に解決に導くよう全力を傾ける。また、そうすることにより、これらの総括基準や和解実例に準拠して被害者と東京電力が直接交渉により賠償問題を解決することが促進されるような環境を速やかに整えることにもなると考えている。上述したような紛争性のある賠償案件数を考えると、特別事業計画において当センターの和解案尊重を約束している東京電力が、当センターの和解仲介手続に誠実に協力し、また当センターにおいて示された和解案や諸基準を、当センターの手続のみならず、被害者との直接交渉においても尊重することが求められる。

なお、当センターが扱う案件は、原子力損害という事案の性質とその規模において未曾有の損害賠償である。こうした損害賠償の適正かつ迅速な実現のためには、初期段階以後も、案件の特質に対応した解決モデルの開発と実施が継続的に実行されることが求められる。そのためには、仲介委員、申立代理人、東京電力代理人を含めた関係法律家による、より効果的な仲介の実現とその活用を主眼とする建設的協議が有益であると考える。当センターの仲介手続において、より効果的な仲介を志向した関係法律家による協議の場を提供することも、当センターの役割の一つであると考える。

以上